

生活保護関係全国係長会議資料

平成19年3月6日（火）

社会・援護局 総務課 指導監査室

目 次

(重点事項)	頁
1 平成19年度における生活保護法施行事務監査について -----	1
2 平成19年度における指定医療機関に対する指導及び検査について —	37
3 平成19年度における指定介護機関に対する指導及び検査について —	39
4 平成19年度における保護施設に対する指導監査について -----	42
 (連絡事項)	
1 平成19年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて ----	55
2 平成19年度各種研修等日程(予定) -----	55
3 平成19年度総務課指導監査室予算(案)について -----	55
 (参考資料)	
1 生活保護関係 -----	59
2 保護施設関係 -----	79

重点事項

1 平成19年度における生活保護法施行事務監査について

現在の生活保護制度を取り巻く状況を踏まえると、生活保護の適正な運営を確保するうえで、法施行事務監査の果たす役割は、極めて重要なものとなっている。

平成18年度に実施した厚生労働省の指導監査の結果、訪問調査活動、扶養能力調査、病状把握及び就労指導の項目において、指摘を受けた福祉事務所が増加しており、その他、保護受給要件の確認のための関係先調査・課税状況調査の実施が不十分、定期的な収入申告書の徴取が不十分等、保護の決定実施上の基本的事項に問題のある福祉事務所が依然として多く認められたところであるが、この大きな要因として、現業員及び査察指導員が不足しているなどの実施体制の不備や、査察指導員による業務の進行管理や現業員への助言、指導が不十分であるなど査察指導機能が十分発揮されていないことなどが挙げられる。

これらのことを踏まえて、平成19年度の生活保護法施行事務監査では、

- ①保護の適正実施（訪問調査活動、関係先調査等各種調査の徹底、他法他施策の周知徹底、医療扶助の適正運営等）
- ②組織的な運営管理の推進（査察指導員による業務の進行管理等）
- ③実施体制の充実・整備（必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等）
- ④不正受給の防止

を基本に実施することとしている。

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成19年度の生活保護法施行事務監査においては、

- 訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施など訪問調査活動の充実
- 稼働能力不活用の者に対する自立支援プログラムの活用及び就労・求職状況管理台帳の活用等による就労指導の徹底
- 関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底
- 現業員等に対する他法他施策の周知
- 病状把握による適切な指導援助
- 査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適宜適切な助言・指導
- 福祉事務所長等幹部職員による組織的な運営管理の推進
- 適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、具体的には、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」に基づき、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

(1) 福祉事務所に対する指導監査について

①保護の適正実施の推進

ア 保護の相談時における助言指導

- ・ 面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。
- ・ 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携を図るとともに、特に地域との関わりを拒んで生活しているような単身世帯、高齢世帯等については、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。
- ・ 500万円以上の評価額になる居宅用不動産を有する高齢者世帯等には、平成19年度から創設される要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について指導すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

また、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出させ、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなどし、例えば高校生のアルバイト収入等世帯員全員の収入申告義務を十分周知するよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認した不動産でその後、処分価値が大きくなったと認められるものについては、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。
- ・ 平成19年度から創設される要保護世帯向け長期生活福祉資金制度の対象となる世帯については、原則として平成19年度中に本貸付制度への切り替えを指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、扶養能

力調査については、特に生別母子世帯の前夫等の重点的扶養能力調査対象者に対する調査を確実に行うよう指導すること。また、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、実効ある調査を行うとともに、重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

なお、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、指導監査の結果、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、処遇方針として適切でないものがみられる。

については、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう指導すること。特に、処遇困難ケース等については、関係機関との連携の上に、ケース診断会議等に諮った上で作成するよう指導すること。

また、処遇方針については、その処遇及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、必要に応じて見直すよう指導すること。

(エ) 訪問調査活動等の充実

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース処遇を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。監査結果を見ると、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが数多く見受けられる。

については、計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、処遇方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が十分達成されるような訪問調査活動を実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

さらに、査察指導員に対し訪問調査活動を充実させるには、進行管理が重要であることを認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すように指導すること。

(オ) 稼働年齢層に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。福祉事務所は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導援助を行う必要がある。

そのためには、就労可能な被保護者に対しては、就労・求職状況管理台帳へ登載するとともに、生活保護受給者等就労支援事業等の就労支援プログラムを有効に活用するなど、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問、自立支援プログラムの活用等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導す

るとともに、状況に応じ転職指導を行う等、稼働能力の十分な活用に向けた指導援助が行われるよう指導すること。

なお、これらの指導に従わず、稼働能力がありながら正当な理由もなく就労又は求職活動を行わない者に対しては、法第27条に基づき文書指示を行い、さらに、これに従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止又は廃止の検討を行うよう指導すること。

(カ) 要援護者等に対する指導援助の充実

高齢者、障害者世帯等要援護世帯が被保護世帯の8割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、介護保険制度や障害者自立支援法等の各種保健福祉施策の活用を図るとともに、個別支援プログラムへの参加を促すなど、その積極的な活用を指導すること。

また、保護受給中の中国帰国者等に対し19年度から実施される地域生活支援プログラムの適切な活用等について指導すること。

②医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するためには、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、

具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。

オ 入院期間が180日を超える入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう指導すること。

特に、退院可能な精神障害者については、精神障害者施策との連携を図るとともに、平成19年度に創設される精神障害者退院促進事業の活用を図るなど、積極的な取組を行うよう指導すること。

カ 他法他施策の活用の観点から、障害者自立支援法第58条の適用検討や、人工透析医療を受けている者について、自立支援医療による給付を優先するよう指導すること。

③介護扶助の適正運営の確保

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の維持・向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

④組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員及び現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験の

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>(3) 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。</p> <p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか</p> <p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p> <p>(2) 生活保護の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。</p> <p>また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>(3) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。 また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p> <p>(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。</p> <p>(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。</p> <p>特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、現金の保管状況は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が拳証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</p> <p>イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫負担額 = (自治体の支出額 - (調定額 - 不納欠損額)) × 3/4 <p>ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) <u>暴力団員である、またはその疑いがある暴力団関係者のケース</u>については、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。</p> <p>(2) <u>申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態であるを除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</u><u>受給要件は常時見直されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(43) <u>自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。</u><u>申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</u></p> <p>(24) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。</p> <p>(5) <u>保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</u></p> <p>(6) <u>申請者等が暴力団員である場合には、ケースワーカー等のみ任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</u></p> <p>(57) <u>警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。</u><u>日頃から管内の暴力団情勢について警察の担当課と情報交換を行うなど、緊密な連携が図られているか。</u>なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(68) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p><u>4 中国帰国者等に対する取扱いについて</u> <u>中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムの活用とともに、中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱いに基づき適切に行われているか。</u></p>

2 平成19年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
 に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）

（*下線は、新規追加事項である。）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

3 平成19年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき実施すること。

なお、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、生活保護担当部局での開催のみならず、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p> <p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

4 平成19年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設が健全で安定した運営のもとに、入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割は極めて重要である。

については、平成19年度の保護施設への指導監査については別紙「生活保護法保護施設指導監査要綱（案）」に基づき実施することとしているが、指導監査に当たっては、同要綱案中の別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされたい。

なお、保護施設に対する指導監査については、従来、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については実地監査を2年に1回とし、実地監査を行わない年度においては、書面監査を実施することとしてきたところであるが、19年度からは、実地監査を行わない年度における書面監査については廃止する予定であるので、念のためご了解願いたい。

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、最低基準が確保されていることはもとより、①入所者の意向、希望等を尊重した上で、入所者の状況に応じた適切な処遇計画が策定されているかどうか、②処遇計画に沿った処遇が行われているかどうか、③処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか、④入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうかに重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立、自活等への援助に向けた取り組みが一層推進されるよう指導すること。

(2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、①適切な給与水準の確保、②労働時間の短縮等労働条件の改善、③研修等職員の資質向上、④福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

生活保護法保護施設指導監査要綱（案）

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査吏員

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

保護施設指導監査事項

(*下線は、新規追加事項である。)

主眼事項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者 処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の 充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを 得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。 エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。 ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。 イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 検食は、適切な時間になされているか。(原則として食事前となっているか。)また、各職種職員の交替により実施されているか。 エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。)</p> <p>カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に夕食時間は早くても17時以降となっているか)</p> <p>キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。</p> <p>ク 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>ケ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>ア 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。</p> <p>ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。</p> <p>エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。</p> <p>エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。 イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。 ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。 エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。 また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。 さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。 イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p>

主眼事項	着眼点
2. 入所者の生活環境等の確保	<p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。</p> <p>イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。</p> <p>オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>カ 衛生設備（特に調理室等）、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。</p> <p>キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。</p> <p>ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。</p>
3. 自立、自活等への支援援助	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係</p> <p>ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。</p> <p>イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況を勘案した適正なものとなっているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。</p> <p>エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。</p> <p>オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p> <p>カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。</p> <p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。</p> <p>イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。</p> <p>ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。</p> <p>エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。</p> <p>キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。</p> <p>ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。</p> <p>ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。</p> <p>サ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。 エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。 また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項</p> <p>ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。</p> <p>イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。</p> <p>エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。</p> <p>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p>(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p> <p>(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>(2)労働時間の短縮等労働条件の改善</p> <p>(3)業務体制の確立と業務省力化の推進</p> <p>(4)職員研修等資質向上対策の推進</p>	<p>(1)労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 週40時間の労働時間が守られているか。</p> <p>ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>(2)夜勤、宿日直関係</p> <p>ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。</p> <p>また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p> <p>(3)職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p> <p>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。</p> <p>イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。</p> <p>ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。</p> <p>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。</p> <p>また、参加者の偏りがないか。</p> <p>イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。</p> <p>ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。</p> <p>エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実</p>	<p>福利厚生等の充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。</p>
<p>(6) 職員の確保及び定着化</p>	<p>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。</p>
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。 エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p>

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

... 說學問 ... 說學問 ... 說學問 ...

連 絡 事 項

- 1 平成19年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて
平成19年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご
了知願いたい。

なお、各都道府県ごとの日程等詳細については、別途通知する。

① 実施時期

4月10日(火)・11日(水)・12日(木) <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向(別紙1)

2. 監査の実施結果(別紙2)

3. 参考資料

(1) 管内の保護動向を分析した資料

(2) 平成19年度の本庁監査実施要綱

(前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。)

(3) 平成18年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の
「通知文(写)」

① 平成17年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所

② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所

③ 別紙2の本庁の評価が「D」、「E」に該当する福祉事務所

2 平成19年度各種研修等日程(予定)

平成19年度における生活保護法施行事務監査関係の研修等を別紙3のとおり予定
しているので、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

3 平成19年度総務課指導監査室予算(案)について

(単位:千円)

事 項	平成18年度 予算額	平成19年度 予算(案)	差 引 増減額	備 考
生活保護指導監査 委託費	2,200,220	2,199,955	▲ 265	定員削減計画による 削減 ▲ 8人

(別紙2)

2. 監査の実施結果

年度			16年度			17年度			18年度		
福祉事務所											
○ ○ ○ 福祉事務所	指摘数/ ケース検討数	※ 60/126	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について	※ 50/134	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 査察指導機能の充実強化について	※ 46/140	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 査察指導機能の充実強化について				
	文書指摘率	※ 47.6%		※ 37.3%		※ 32.9%					
	評価	※ D		※ 厚		※ B					
福祉事務所	指摘数/ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										
福祉事務所	指摘数/ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										

(注) 1 上記の内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。

2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く)で指摘した事項を記入すること。

3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。

4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

5 様式中「※」印は、記載例である。

平成19年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主 催	開催地
生 活 保 護 関 係	福祉事務所新任査察指導員 研修	7月11日(水) ～ 7月13日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所新任所長研修	7月25日(水) ～ 7月27日(金)	同 上	同 上
	全国生活保護査察指導員 研究協議会	8月22日(水) ～ 8月24日(金)	厚生労働省	東京都 (ビッグサイト)
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (生活保護担当)	9月12日(水) ～ 9月14日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)

参 考 资 料

1 生活保護関係

1 保護の動向

(1) 被保護世帯、人員、保護率の推移

	被保護世帯		保護の開廃の状況			被保護人員		保護率 (%)
	実数 (世帯)	指数	開始世帯数 A	廃止世帯数 B	A/B	実数 (人)	指数	
60年度	780,507	100.0	14,659	16,027	0.91	1,431,117	100.0	11.8
7年度	601,925	77.1	11,746	11,132	1.06	882,229	61.6	7.0
8年度	613,106	78.6	12,202	11,006	1.11	887,450	62.0	7.1
9年度	631,488	80.9	12,921	11,112	1.16	905,589	63.3	7.2
10年度	663,060	85.0	15,145	12,057	1.26	946,994	66.2	7.5
11年度	704,055	90.2	15,826	12,232	1.29	1,004,472	70.2	7.9
12年度	751,302	96.3	16,722	12,526	1.33	1,072,238	74.9	8.4
13年度	805,169	103.2	17,906	13,050	1.37	1,148,088	80.2	9.0
14年度	870,931	111.6	19,413	13,789	1.41	1,242,723	86.8	9.8
15年度	941,270	120.6	20,463	14,872	1.38	1,344,327	93.9	10.5
16年度	998,887	128.0	19,187	15,164	1.27	1,423,388	99.5	11.1
17年度	1,041,508	133.4	15,662	11,757	1.33	1,475,838	103.1	11.6

資料：福祉行政報告例

(2) 世帯類型別構成比の推移

	年 度	総 数 (%)	高齢者世帯		母子世帯 (%)	傷病者世帯 (%)	障害者世帯 (%)	その他世帯 (%)
			総 数 (%)	うち単身 (%)				
構 成 比	60年度	100.0	31.2	82.1	14.6	44.8		9.3
	7年度	100.0	42.3	88.1	8.7	42.0		6.9
	8年度	100.0	43.2	89.3	8.4	41.6		6.8
	9年度	100.0	44.0	88.5	8.3	41.0		6.7
	10年度	100.0	44.5	88.4	8.2	40.4		6.9
	11年度	100.0	44.9	88.3	8.3	39.6		7.1
	12年度	100.0	45.5	88.1	8.4	38.7		7.4
	13年度	100.0	46.0	87.9	8.5	37.8		7.7
	14年度	100.0	46.3	87.8	8.6	36.7		7.3
	15年度	100.0	46.3	87.6	8.7	35.8		7.3
	16年度	100.0	46.7	87.6	8.8	35.1		9.4
	17年度	100.0	43.5	88.4	8.7	26.2	11.3	10.3

資料：福祉行政報告例

(3) 生活保護費に占める扶助種類別割合（単位：千円）

	保護費総額	生活扶助費 (%)	住宅扶助費 (%)	教育扶助費 (%)	医療扶助費 (%)	介護扶助費 (%)					
平成12年度	164,451,700	53,416,961	32.5	16,723,761	10.2	695,732	0.4	89,258,266	54.3	1,194,438	0.7
平成13年度	175,979,803	57,922,478	32.9	18,666,079	10.6	744,196	0.4	93,575,703	53.2	1,846,936	1.0
平成14年度	187,693,320	63,349,640	33.8	21,012,063	11.2	814,015	0.4	96,851,479	51.6	2,426,605	1.3
平成15年度	201,852,200	68,184,779	33.8	23,522,003	11.7	888,878	0.4	103,011,660	51.0	2,986,761	1.5
平成16年度	211,954,160	70,010,705	33.0	25,605,935	12.1	944,633	0.4	108,571,607	51.2	3,490,020	1.6
平成17年度	219,078,986	70,780,011	32.3	27,265,535	12.4	982,637	0.4	112,253,786	51.2	3,920,009	1.8

	出産扶助費 (%)	生業扶助費 (%)	葬祭扶助費 (%)	事務費等 (%)				
平成12年度	18,229	0.0	14,328	0.0	285,291	0.2	1,844,744	1.7
平成13年度	17,910	0.0	15,681	0.0	308,096	0.2	2,882,723	1.6
平成14年度	18,968	0.0	21,255	0.0	350,827	0.2	2,848,467	1.5
平成15年度	22,282	0.0	24,785	0.0	368,129	0.2	2,842,922	1.4
平成16年度	20,883	0.0	26,413	0.0	410,381	0.2	2,873,583	1.4
平成17年度	18,509	0.0	518,258	0.2	444,001	0.2	2,896,240	1.3

資料：生活保護速報（各年度毎の扶助金額は、年度平均値である。）

(4) 世帯類型別保護受給期間別世帯数の割合の推移

年	総世帯					高齢者世帯				
	世帯数	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上	世帯数	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上
5年	565,640	10.1	14.9	38.1	36.9	244,710	6.0	11.0	36.4	46.7
6年	574,920	11.1	16.0	35.2	37.8	253,390	6.4	11.8	34.0	47.6
7年	580,000	10.7	17.7	33.3	38.2	253,250	6.8	12.9	32.1	48.2
8年	589,000	11.1	18.4	32.3	38.1	261,670	7.1	13.7	30.9	48.3
9年	605,350	11.6	18.5	32.3	37.6	272,730	7.5	14.5	30.7	47.4
10年	630,830	12.2	19.3	32.4	36.2	289,660	7.8	14.9	31.1	46.2
11年	677,910	13.2	20.1	32.4	34.4	313,410	7.8	15.7	31.4	44.1
12年	719,200	13.3	22.0	32.6	32.1	330,880	9.0	17.4	31.8	41.8
13年	767,870	13.0	22.9	34.0	30.1	362,350	8.9	18.2	33.3	39.6
14年	838,550	14.8	22.1	34.9	28.2	398,200	9.7	17.4	34.9	37.0
15年	908,790	14.8	22.4	36.0	26.7	433,720	9.8	18.2	36.4	35.5
16年	970,640	13.9	23.1	37.1	25.8	465,160	9.1	18.3	38.0	34.6
17年	1,015,830	12.5	22.5	39.6	25.5	438,030	8.0	16.9	40.2	34.7
年	母子世帯					傷病障害者世帯				
	世帯数	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上	世帯数	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上
4年	56,540	13.9	22.3	50.5	13.4	227,500	12.6	16.8	38.7	31.8
5年	52,750	15.3	22.9	47.5	14.3	225,950	13.3	17.2	37.3	32.2
6年	50,620	17.1	24.5	43.8	14.5	233,320	14.5	18.5	34.1	32.8
7年	49,960	15.0	28.3	41.3	15.5	245,110	13.8	20.4	32.8	33.0
8年	49,640	16.2	27.2	40.7	15.9	248,220	13.8	21.3	32.5	32.4
9年	48,610	17.2	27.3	39.9	15.6	254,310	14.5	21.0	32.5	31.9
10年	49,030	18.5	29.3	39.5	12.6	257,700	15.1	22.0	32.8	30.1
11年	54,620	19.4	29.7	38.8	12.1	269,310	16.2	23.0	32.5	28.3
12年	56,120	20.4	31.6	38.0	7.9	290,010	15.5	24.5	33.3	26.7
13年	62,870	20.3	33.6	37.0	8.1	295,230	15.3	25.5	34.7	24.5
14年	69,350	22.7	31.8	37.6	7.9	307,860	17.5	24.0	35.1	23.4
15年	75,210	21.0	33.0	39.0	6.9	331,080	17.3	24.3	36.3	22.2
16年	81,180	19.3	33.6	40.3	6.9	342,970	16.6	25.2	37.0	21.1
17年	78,060	18.0	32.9	42.6	6.5	396,720	14.4	24.4	39.2	21.9
年	その他世帯									
	世帯数	1年未満	1～3年未満	3～10年未満	10年以上					
4年	44,900	8.3	16.1	43.9	31.7					
5年	42,230	10.2	15.4	40.8	33.6					
6年	37,390	13.1	16.8	37.2	33.0					
7年	31,680	11.8	19.1	34.4	34.7					
8年	29,470	14.5	21.3	30.6	33.6					
9年	29,700	15.2	19.7	32.3	32.8					
10年	34,400	17.6	21.3	29.9	31.2					
11年	40,570	18.3	22.1	30.3	28.3					
12年	42,190	21.5	28.3	27.8	22.4					
13年	47,420	20.1	28.9	30.3	20.6					
14年	63,140	24.7	26.1	31.2	18.1					
15年	68,780	28.0	28.4	28.7	14.8					
16年	81,330	24.7	31.4	30.1	13.8					
17年	103,020	19.5	31.1	35.1	14.3					

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

2. 福祉事務所の現状

(1) 査察指導員及び現業員の業務経験の状況

年 度	査 察 指 導 員			現 業 員		
	総 数 (人)	現業員 未経験者数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	現業経験1年 未満の者数 (人)	構成比 (%)
9 年度	2,130	645	30.3	9,604	2,056	21.4
10 年度	2,134	577	27.0	9,647	2,120	22.0
11 年度	2,146	630	29.4	9,784	2,157	22.0
12 年度	2,151	639	29.7	10,102	2,325	23.0
13 年度	2,202	634	28.8	10,430	2,452	23.5
14 年度	2,220	615	27.7	10,847	2,577	23.8
15 年度	2,269	593	26.1	11,408	2,840	24.9
16 年度	2,307	550	23.8	11,944	2,846	23.8
17 年度	2,364	556	23.5	12,499	3,122	25.1
18 年度	2,414	553	22.9	12,902	3,165	24.5

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(2) 査察指導員の欠員状況

	未 充 足 人 員 (人)			未 充 足 事 務 所 数 (か所)		
	総 数	郡 部	市 部	総 数	郡 部	市 部
平成16年度	160	7	153	115	7	108
平成17年度	163	3	160	109	3	106
平成18年度	177	6	171	114	1	113

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(3) 現業員の欠員状況

	未 充 足 人 員 (人)			未 充 足 事 務 所 数 (か所)		
	総 数	郡 部	市 部	総 数	郡 部	市 部
平成16年度	1,198	61	1,137	281	42	239
平成17年度	1,231	38	1,193	269	30	269
平成18年度	1,242	64	1,178	269	32	237

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(参考) 全国の福祉事務所、査察指導員、現業員数

	福 祉 事 務 所 数 (か所)	査 察 指 導 員 数 (人)	現 業 員 数 (人)
平 成 1 6 年 度	1,225	2,307	11,944
平 成 1 7 年 度	1,225	2,364	12,449
平 成 1 8 年 度	1,240	2,414	12,902

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(4) 規模別福祉事務所の現状

ア 被保護世帯規模別福祉事務所の推移

被保護世帯規模別	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	事務所数 (か所)	構成比 (%)	事務所数 (か所)	構成比 (%)	事務所数 (か所)	構成比 (%)
100以下	170	13.9	177	14.4	178	14.4
101~200	226	18.4	228	18.6	235	19.0
201~500	348	28.4	329	26.9	335	27.0
501以上	481	39.3	491	40.1	492	39.6
計	1,225	100.0	1,225	100.0	1,240	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査資料

イ 現業員規模別福祉事務所の状況

現業員 規模別	事務所数	査察指導員			現業員		
		総数 (人)	現業員 未経験者数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	現業経験1年 未満の者数 (人)	構成比 (%)
3人以下	413 (33.3%)	1,512	442	29.2	975	287	29.4
4人~7人	389 (31.4%)	581	70	12.0	2,010	518	25.8
8人以上	438 (35.3%)	321	61	19.0	9,917	2,360	23.8
計	1,240 (100.0%)	2,414	553	22.9	12,902	3,165	24.5

(注) 平成18年度生活保護法施行事務監査資料

(参考)

専任面接員の配置状況

区分	総数	郡部	市部
事務所数	1,240か所	253か所	987か所
配置事務所数	210か所	3か所	207か所
配置率	16.9%	1.2%	21.0%

(注) 平成18年度生活保護法施行事務監査資料

3 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成17年度）

区 分		都道府県・ 指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A		61 縣市	1,231 箇所	1,041,508 件
監 査 実 施 数	厚生労働省	61 縣市	80 箇所	4,850 件
	県・市	—	1,148 箇所	54,405 件
	合計 B	61 縣市	1,228 箇所	59,255 件
実施率 B/A		100.0%	99.8%	5.7%

資料：監査対象数のWO数、被保護世帯数は平成17年度福祉行政報告例。その他は平成17年度生活保護去施行事務監査資料、生活保護去施行事務監査実施結果報告。

(注) 福祉事務所数の実施率99.8%は、監査対象数Aが4月1日現在に対し、4月1日以降の市町村合併に伴い福祉事務所の廃止等の影響により、監査実施数Bが減少したためである。

(2) 厚生労働省指導監査結果に基づく主な問題点（平成17年度）

都道府県・ 指定都市本庁		か所	%
		管内福祉事務所の実施体制の整備・確保 自動車保有ケースに対する指導の徹底 課税状況調査の実施	52 20 8
福 祉 事 務 所	保護の適正実施の推進 ・病状把握及び就労指導の徹底 ・訪問調査活動 ・扶養能力調査 ・収入申告書の徴取 ・他法他施策の活用 ・開始時の関係先調査 ・課税調査 ・資産の把握 組織的な運営管理の推進 ・組織的運営管理の充実強化 ・実施体制の整備	か所	%
		52 40 37 18 17 8 5 2 21 16	65.0 50.0 46.3 22.5 21.3 10.0 6.3 2.5 26.3 20.0

資料：平成17年度厚生労働省監査結果

(注) 都道府県・指定都市本庁指摘率＝か所／61
福祉事務所指摘率＝か所／80

(3) 福祉事務所に対する指摘事項 (平成17年度)

①主眼事項・着眼点別改善指示事項 (その1)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合 計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	4	73	77	231	610	841	235	683	918	74.8
1 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	3	45	48	50	158	208	53	203	256	20.8
(1) 面接相談時における適切な対応				4	13	17	4	13	17	1.4
(2) 適切な事務処理	1	3	4	15	44	59	16	47	63	5.1
(3) 保護開始時における調査	1	12	13	16	75	91	17	87	104	8.5
(4) 扶養義務履行の指導	2	39	41	41	96	137	43	135	178	14.5
(5) 関係機関等との連携					2	2		2	2	0.2
2 保護受給中における指導援助の推進	4	75	79	182	647	829	186	722	908	73.9
(1) 権利、義務の周知徹底		4	4		33	33		37	37	3.0
(2) 資産及び収入の把握	2	38	40	88	265	353	90	303	393	32.0
(3) 年金等の受給資格の確認	2	19	21	37	103	140	39	122	161	13.1
(4) 扶養能力調査の実施	2	48	50	86	235	321	88	283	371	30.2
(5) 処遇方針の設定	1	13	14	21	80	101	22	93	115	9.4
(6) 計画的な訪問調査活動の推進	3	45	48	63	280	343	66	325	391	31.8
(7) 就労阻害要因の把握	4	61	65	29	171	200	33	232	265	21.6
(8) 個別具体的な指導援助の充実		8	8	50	173	223	50	181	231	18.8
(9) 関係機関との連携及び社会資源等の活用		1	1	4	31	35	4	32	36	2.9
(10) 自立助長ケースの選定		1	1	6	35	41	6	36	42	3.4
3 適正な保護の決定事務の確保				33	145	178	33	145	178	14.5
最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務の適正処理				38	162	200	38	162	200	16.3
4 不正受給防止対策等の推進		4	4	14	64	78	14	68	82	6.7
(1) 収入申告内容の確認等の状況		4	4	10	52	62	10	56	66	5.4
(2) 不正受給ケースに対する措置		1	1	4	17	21	4	18	22	1.8
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策				2	14	16	2	14	16	1.3
II 医療扶助の適正運営の確保	2	47	49	57	220	277	59	267	326	26.5
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助の状況		1	1	21	81	102	21	82	103	8.4
(2) レセプトの点検・活用	1	35	36	8	65	73	9	100	109	8.9
(3) 移送給付等の状況				4	22	26	4	22	26	2.1
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況		3	3	2	13	15	2	16	18	1.5
(5) 本庁への協議技術的助言の要請状況				1	3	4	1	3	4	0.3
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	1	22	23	35	135	170	36	157	193	15.7
(7) 頻回受診者に対する適正受診指導状況		1	1	9	29	38	9	30	39	3.2
(8) 医療扶助の例外的給付(入院日数180日超)				2	11	13	2	11	13	1.1

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
III 介護扶助の適正運営の確保				8	50	58	8	50	58	4.7
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況				4	20	24	4	20	24	2.0
(2) 介護給付費の点検等				5	14	19	5	14	19	1.5
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況				1	8	9	1	8	9	0.7
(4) 介護施設入所者基本生活費等給付				1	1	2	1	1	2	0.2
(5) 本庁への技術的助言の要請状況										0.0
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携				2	23	25	2	23	25	2.0
IV 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保				5	11	16	5	11	16	1.3
(1) 適正な入所措置事務等の確保					3	3		3	3	0.2
(2) 適正な保護の決定事務の確保				5	9	14	5	9	14	1.1
V 組織的な運営管理の推進	4	60	64	49	322	371	53	382	435	35.4
1 計画的な運営管理の推進	2	38	40	14	116	130	16	154	170	13.8
(1) 理事者等の現状認識		34	34		13	13		47	47	3.8
(2) 処遇困難ケースに対する組織的取組	2	31	33	2	15	17	4	46	50	4.1
(3) 運営の方針及び事業計画の状況		7	7	4	14	18	4	21	25	2.0
(4) 自主的内部点検及び適正化対策事業 の実施及び活用状況				2	16	18	2	16	18	1.5
(5) ケース診断会議の活用状況		32	32	4	79	83	4	111	115	9.4
2 査察指導機能の充実	3	58	61	31	180	211	34	238	272	22.1
(1) 現業活動の掌握体制の確保		36	36	10	63	73	10	99	109	8.9
(2) 訪問の進行管理等	1	43	44	12	103	115	13	146	159	12.9
(3) ケース審査及び助言、指導	3	54	57	11	78	89	14	132	146	11.9
(4) 処遇困難ケースへの対応	2	13	15		10	10	2	23	25	2.0
3 実施体制の確保	2	23	25	29	163	192	31	186	217	17.7
(1) 職員の配置状況	2	23	25	16	133	149	18	156	174	14.2
(2) 面接相談体制の状況		1	1		2	2		3	3	0.2
(3) 経理事務の処理状況				19	39	58	19	39	58	4.7
(4) ケース記録等事務処理の管理状況		1	1		21	21		22	22	1.8
VI 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導	1	3	4	18	77	95	19	80	99	8.1
(1) 福祉事務所の実情に応じた取組状況				1	30	31	1	30	31	2.5
(2) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導		1	1		1	1		2	2	0.2
(3) 自動車保有ケースに対する調査、指導	1	2	3	19	50	69	20	52	72	5.9

(注) 1 本表は厚生労働省及び都道府県・指定都市本庁の監査結果通知において、着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した福祉事務所の延べ数を主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した福祉事務所の実数を記載したものである。

指摘を受けた事務所数

2 指摘率 = $\frac{\text{指摘を受けた事務所数}}{\text{厚生労働省監査実施事務所数80箇所} + \text{都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,148箇所}} \times 100$

厚生労働省監査実施事務所数80箇所+都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,148箇所

② ケース検討結果の指導指示の状況

(平成17年度実施分)

	総数	厚生労働省 監査	都道府県・指定都市監査			
			一般監査	特別指導監査	小計	
ケース検討数(A)	件 59,255	件 4,850	件 47,764	件 6,641	件 54,405	
指導・指示ケース数(B)	件 17,715	件 2,371	件 12,824	件 2,520	件 15,344	
指導・指示率(B/A)	% 29.9	% 48.9	% 26.8	% 37.9	% 28.2	
指導 指示 事項	処遇方針の樹立	件 363 (1.4)	件 8 (0.2)	件 305 (1.7)	件 50 (1.3)	件 355 (1.6)
	資産の把握・活用	1,639 (6.5)	165 (4.4)	1,236 (7.0)	238 (6.1)	1,474 (6.8)
	扶養義務者調査	4,437 (17.5)	688 (18.4)	3,119 (17.6)	630 (16.1)	3,749 (17.3)
	他法他施策の活用	2,667 (10.5)	384 (10.3)	1,890 (10.7)	393 (10.0)	2,283 (10.6)
	最低生活費の算定	1,535 (6.1)	127 (3.4)	1,171 (6.6)	237 (6.1)	1,408 (6.5)
	収入認定	3,573 (14.1)	464 (12.4)	2,579 (14.6)	530 (13.6)	3,109 (14.4)
	病状把握	2,814 (11.1)	527 (14.1)	1,829 (10.3)	458 (11.7)	2,287 (10.6)
	稼働能力の活用	423 (1.7)	101 (2.7)	274 (1.5)	48 (1.2)	322 (1.5)
	指導・指示の徹底	2,402 (9.5)	455 (12.2)	1,560 (8.8)	387 (9.9)	1,947 (9.0)
	訪問による実態把握	4,758 (18.8)	749 (20.0)	3,210 (18.1)	799 (20.4)	4,009 (18.5)
	その他	758 (3.0)	71 (1.9)	564 (3.2)	123 (3.1)	687 (3.2)
	合計	25,369 (100.0)	3,739 (100.0)	17,719 (100.0)	3,911 (100.0)	21,630 (100.0)

(注)()内の数字は、合計に対する構成割合

資料:平成17年度生活保護法施行事務監査監査実施結果報告、平成17年度厚生労働省監査結果

③ 都道府県・指定都市別ケース検討結果表（都道府県・指定都市実施分）

(その1)

区分	検討総数 A	指導・指示数 B	指導・指示率 B/A	実調数	1 処遇方針	2 世帯認定	3 資産		4 扶養	5 他法他施策				6 最低生活費		
							7 資産把握	1 資産活用		ウ 自立支援法	エ 福祉各法	オ 社会保険	カ その他	キ 基準生活費	ク 加算	ケ その他
北海道	1,514	627	41.4	0	29	8	36	28	218	6	6	14	1	27	6	14
青森県	865	128	14.8	35	0	4	5	9	14	22	2	11	0	4	18	2
岩手県	620	266	42.9	8	4	5	25	23	49	14	2	15	3	12	11	21
宮城県	510	154	30.2	9	0	4	4	2	52	6	1	22	1	3	6	1
秋田県	558	207	37.1	0	3	5	15	5	62	12	4	20	8	5	6	10
山形県	333	109	32.7	24	0	1	11	7	30	1	1	13	3	22	7	3
福島県	908	198	21.8	110	0	1	6	3	50	13	6	19	1	4	8	0
茨城県	989	285	28.8	10	1	7	14	7	51	6	4	10	0	16	26	6
栃木県	615	166	27.0	0	1	1	6	5	25	7	1	1	0	21	19	1
群馬県	502	175	34.9	1	7	2	14	6	73	1	4	8	5	16	10	7
埼玉県	2,357	483	20.5	0	0	5	8	6	30	8	9	69	1	10	8	45
千葉県	639	233	36.5	0	1	5	3	5	87	12	8	27	0	24	16	1
東京都	3,685	778	21.1	0	62	50	108	50	84	22	11	46	2	94	11	13
神奈川県	1,368	281	20.5	40	2	12	40	6	25	12	15	35	1	7	18	6
新潟県	628	203	32.3	0	2	4	3	0	80	13	5	24	0	0	7	1
富山県	180	21	11.7	13	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
石川県	160	63	39.4	0	0	1	3	0	15	1	4	2	0	1	1	1
福井県	191	73	38.2	2	0	1	14	2	16	2	3	4	0	4	1	2
山梨県	283	129	45.6	0	1	0	8	1	49	0	2	28	0	2	1	1
長野県	452	160	35.4	0	3	0	7	6	8	2	0	8	3	27	7	2
岐阜県	329	179	54.4	2	14	5	14	11	42	9	1	28	3	7	7	17
静岡県	688	301	43.8	26	0	2	7	2	114	35	6	20	0	14	19	4
愛知県	1,086	378	34.8	0	24	4	18	9	116	27	5	23	3	8	8	8
三重県	769	334	43.4	0	0	3	23	7	86	23	7	13	4	9	5	2
滋賀県	450	216	48.0	31	0	6	8	8	10	25	2	5	1	0	3	4
京都府	435	235	54.0	41	1	3	17	13	68	3	4	2	1	11	21	5
大阪府	2,089	466	22.3	13	13	8	19	5	76	28	14	48	3	4	11	2
兵庫県	1,567	408	26.0	10	0	2	14	1	123	14	6	34	0	1	8	3
奈良県	627	119	19.0	0	0	0	0	0	12	5	10	16	1	1	14	0
和歌山県	537	258	48.0	8	13	7	20	4	85	9	3	26	2	13	11	2
鳥取県	142	90	63.4	1	0	9	9	5	24	15	7	22	0	10	2	2
島根県	194	56	28.9	4	1	0	4	4	20	3	2	3	0	0	1	0
岡山県	954	336	35.2	0	6	5	16	7	74	24	5	45	1	6	11	12
広島県	754	364	48.3	1	4	7	49	30	90	23	21	39	1	7	11	11
山口県	580	168	29.0	12	0	1	10	11	26	23	6	31	3	1	12	1
徳島県	476	69	14.5	1	3	1	1	1	10	1	0	7	0	3	3	1
香川県	330	245	74.2	0	19	3	5	5	91	12	1	15	1	0	0	14
愛媛県	628	212	33.8	0	2	0	5	8	80	6	4	29	0	1	1	0
高知県	1,235	578	46.8	10	5	21	11	9	287	44	8	24	2	6	6	6
福岡県	2,280	335	14.7	0	14	4	5	16	29	26	10	41	0	5	26	6
佐賀県	402	77	19.2	2	0	1	0	2	10	2	8	2	0	0	0	1
長崎県	947	294	31.0	4	2	4	29	10	81	18	3	26	5	1	11	5
熊本県	657	143	21.8	0	0	2	9	5	51	4	3	3	0	6	6	0
大分県	473	170	35.9	86	0	6	10	7	43	5	1	7	1	1	1	2
宮崎県	567	205	36.2	0	11	7	10	8	80	8	7	5	0	3	3	1
鹿児島県	959	227	23.7	0	0	2	14	2	50	14	1	11	0	4	14	1
沖縄県	1,231	532	43.2	42	5	13	42	9	132	25	5	21	0	38	24	46
札幌市	2,012	502	25.0	0	24	12	29	18	100	15	9	33	6	15	16	11
仙台市	483	264	54.7	0	0	4	2	0	137	10	2	8	0	2	8	5
さいたま市	575	308	53.6	0	1	12	21	2	50	15	7	26	0	22	7	1
千葉市	601	186	30.9	11	0	0	9	1	32	4	4	1	0	4	9	1
横浜市	1,485	415	27.9	0	2	7	67	15	57	18	2	32	2	1	10	9
川崎市	920	154	16.7	14	40	1	48	1	41	3	5	15	0	12	8	18
静岡市	194	42	21.6	6	0	0	2	0	8	0	0	0	0	1	2	1
名古屋市	1,169	466	39.9	107	3	2	70	14	188	27	3	66	0	3	8	0
京都市	2,468	165	6.7	38	1	1	28	1	18	7	2	3	0	1	0	0
大阪市	1,722	397	23.1	0	1	2	16	3	37	11	14	8	0	6	16	3
神戸市	896	154	17.2	0	9	1	15	4	62	6	1	13	0	0	2	0
広島市	1,164	243	20.9	0	1	1	17	8	31	17	11	40	0	1	11	1
北九州市	808	59	7.3	51	16	0	0	0	13	0	0	2	0	1	1	0
福岡市	1,165	255	21.9	87	3	0	12	1	47	11	2	10	0	3	8	1
合計	54,405	15,344	28.2	860	355	285	1,035	439	3,749	735	300	1,179	69	531	532	345
		(100.0)			(2.3)	(1.9)	(6.7)	(2.9)	(24.4)	(4.8)	(2.0)	(7.7)	(0.4)	(3.5)	(3.5)	(2.2)

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告
 (注) () 内は、指導指示総数に対する構成割合

(その2)

7 収入認定				8 保護の決定	9 病状把握			10 稼働		11 指導指示				12 訪問	13 関係機関連携	合計
収入申告書	内容検討	シ控除	その他		就労指導可否	療養指導要否	その他	稼働の実態	稼働能力活用	就労指導	療養指導	検診命令	その他			
80	15	7	12	2	106	36	26	0	1	82	0	0	19	150	3	932
12	7	1	7	0	11	1	2	1	2	5	0	1	1	3	0	145
35	19	2	22	14	24	1	10	2	4	30	3	0	6	29	6	391
12	17	1	1	0	10	1	9	0	5	26	0	1	0	18	1	204
21	12	1	7	3	8	13	4	0	2	10	0	0	0	38	3	277
27	1	3	2	5	6	0	9	0	1	10	1	0	3	28	0	195
41	11	5	1	0	3	0	6	0	2	19	0	1	4	38	0	242
51	29	13	0	12	25	5	37	1	2	45	3	3	4	51	2	431
12	23	3	2	0	0	8	2	0	0	11	0	2	0	71	0	222
13	9	1	2	9	13	0	1	1	2	20	2	0	3	31	2	262
66	18	13	8	1	44	14	8	1	3	41	2	1	0	183	0	602
42	8	7	0	0	15	3	7	0	3	19	0	2	2	80	0	377
126	12	49	12	34	39	3	1	3	6	16	2	0	4	130	1	991
18	19	2	11	1	9	3	29	1	1	15	2	0	7	71	0	368
43	1	0	2	1	22	4	3	2	5	11	1	1	4	50	1	290
7	2	0	2	6	0	0	0	2	0	1	0	0	0	7	0	30
25	1	0	1	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	31	0	93
11	4	2	2	6	8	2	2	0	0	9	2	0	2	20	1	120
44	2	0	1	1	8	8	5	0	0	5	0	0	1	48	1	217
55	6	1	4	0	16	8	0	0	0	6	0	0	0	55	6	230
19	2	1	9	6	15	7	16	0	1	8	0	2	10	40	3	297
0	15	5	5	3	13	1	3	0	3	27	3	0	0	125	0	426
40	9	4	18	15	27	8	13	1	12	44	3	1	16	100	6	570
36	16	1	1	13	37	2	10	0	2	28	3	5	20	125	3	484
53	5	3	3	1	21	0	0	0	0	19	4	2	1	154	0	338
31	20	21	2	1	21	3	13	3	13	19	1	0	7	100	1	405
23	10	4	0	14	29	11	16	1	13	41	4	4	6	233	2	642
70	20	1	1	1	21	4	21	4	10	44	8	7	2	113	3	536
24	2	1	0	0	5	0	5	1	1	10	0	0	1	43	1	153
29	19	4	2	1	25	4	49	1	5	36	2	3	8	89	2	474
5	6	1	0	7	14	1	11	0	0	9	5	0	3	11	1	179
6	2	3	4	1	1	1	2	0	0	5	0	0	0	5	0	68
58	17	9	17	1	16	1	6	0	3	12	1	0	7	125	1	486
41	27	3	3	7	48	9	20	1	8	34	5	3	18	82	4	606
8	13	10	8	4	12	7	0	0	5	12	0	0	0	14	1	219
2	12	2	0	1	7	2	1	2	5	8	0	0	0	13	1	87
42	3	0	7	44	40	2	16	0	2	59	8	0	20	61	1	471
9	6	0	1	1	16	3	35	0	3	34	1	4	3	16	4	272
84	5	0	5	4	35	40	24	1	2	37	1	0	4	117	0	788
33	6	2	11	0	19	5	3	0	3	18	2	0	1	118	0	403
7	6	0	0	4	13	5	0	0	5	2	0	0	0	9	0	77
14	7	1	7	7	13	4	15	0	2	24	1	2	6	44	0	342
9	11	5	2	0	21	3	13	0	2	17	0	0	1	9	1	183
26	18	3	12	4	16	3	4	4	4	14	3	1	4	40	0	240
28	13	1	3	2	15	5	5	0	6	30	3	0	3	12	0	269
19	17	2	11	0	21	2	16	0	1	22	0	3	0	59	0	286
56	22	15	41	11	45	2	29	1	7	31	2	2	5	226	9	864
20	27	10	31	12	63	8	4	1	15	92	2	0	5	29	1	608
14	9	0	4	0	28	1	6	0	17	30	0	3	1	85	0	376
31	15	3	3	3	22	0	70	0	9	32	4	3	9	151	2	521
5	7	3	0	0	16	8	58	0	1	47	0	4	0	5	1	220
18	14	9	39	24	25	4	24	0	4	50	1	1	11	77	0	523
4	22	3	4	9	19	5	13	3	7	19	0	0	8	57	6	371
10	4	0	1	2	0	0	3	0	2	4	0	0	0	9	0	49
19	31	1	0	6	41	5	15	6	2	10	0	0	8	101	0	629
10	6	6	1	8	5	1	1	0	8	14	0	1	42	8	0	173
21	54	3	9	0	36	0	0	1	15	73	0	0	1	144	0	474
6	4	2	17	0	7	2	4	12	8	24	0	0	2	18	0	219
8	4	3	31	5	11	29	21	0	3	24	0	0	4	50	0	332
4	0	0	2	0	6	5	0	1	1	5	1	0	3	11	0	72
23	8	1	2	0	20	3	12	1	13	45	3	0	0	49	1	279
1,706	730	257	416	320	1,233	316	738	59	263	1,495	89	63	300	4,009	82	21,630
(11.1)	(4.8)	(1.7)	(2.7)	(2.1)	(8.0)	(2.1)	(4.8)	(0.4)	(1.7)	(9.7)	(0.6)	(0.4)	(2.0)	(26.1)	(0.5)	

④ 都道府県・指定都市別訪問調査活動の状況

区分	総数							郡部							市部						
	検討 総数 A	問題あり				問題 なし B	(A-B)/A (%)	検討 総数	問題あり				問題 なし	検討 総数	問題あり				問題 なし		
		1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 訪問 目的 達成				1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 訪問 目的 達成			1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 訪問 目的 達成			
北海道	1,514	27	13	149	113	1,212	19.9	537	8	1	50	24	454	977	19	12	99	89	758		
青森県	865	4	2	30	21	831	3.9	222	2	0	21	10	200	643	2	2	9	11	631		
岩手県	620	8	10	178	131	413	33.4	212	0	2	40	24	164	408	8	8	138	107	249		
宮城県	510	17	12	38	32	453	11.2	148	2	2	11	11	137	362	15	10	27	21	316		
秋田県	558	0	0	37	10	519	7.0	106	0	0	6	1	99	452	0	0	31	9	420		
山形県	333	3	3	31	32	292	12.3	90	0	0	1	1	87	243	3	3	30	31	205		
福島県	908	8	22	79	97	811	10.7	234	1	4	11	16	218	674	7	18	68	81	593		
茨城県	989	1	9	74	112	836	15.5	260	0	4	14	25	215	729	1	5	60	87	621		
栃木県	615	0	0	67	23	543	11.7	143	0	0	1	0	142	472	0	0	66	23	401		
群馬県	502	11	19	51	60	414	17.5	98	2	3	17	16	76	404	9	16	34	44	338		
埼玉県	2,357	11	8	205	196	2,029	13.9	353	3	2	30	31	306	2,004	8	6	175	165	1,723		
千葉県	639	3	6	112	107	523	18.2	53	0	0	6	6	47	586	3	6	106	101	476		
東京都	3,685	0	7	551	55	3,070	16.7	13	0	0	0	1	12	3,672	0	7	551	54	3,058		
神奈川県	1,368	9	10	93	50	1,256	8.2	179	0	0	12	4	166	1,189	9	10	81	46	1,090		
新潟県	628	3	4	69	9	543	13.5	79	0	0	0	0	79	549	3	4	69	9	464		
富山県	180	0	0	15	18	157	12.8	24	0	0	0	0	24	156	0	0	15	18	133		
石川県	160	1	4	22	25	125	21.9	45	0	0	0	0	45	115	1	4	22	25	80		
福井県	191	1	3	37	28	147	23.0	52	0	0	5	4	47	139	1	3	32	24	100		
山梨県	283	0	31	1	0	251	11.3	29	0	0	0	0	29	254	0	31	1	0	222		
長野県	452	0	0	54	9	389	13.9	109	0	0	23	9	77	343	0	0	31	0	312		
岐阜県	329	19	16	84	81	209	36.5	31	1	1	16	10	15	298	18	15	68	71	194		
静岡県	688	3	9	189	113	487	29.2	109	0	1	35	24	74	579	3	8	154	89	413		
愛知県	1,086	14	12	137	8	915	15.7	156	0	1	29	3	123	930	14	11	108	5	792		
三重県	769	1	7	137	138	487	36.7	125	0	3	19	20	85	644	1	4	118	118	402		
滋賀県	450	13	15	149	151	298	33.8	70	3	3	14	14	56	380	10	12	135	137	242		
京都府	435	31	3	116	53	287	34.0	106	5	1	38	16	64	329	26	2	78	37	223		
大阪府	2,089	38	43	389	320	1,282	38.6	35	0	0	6	3	28	2,054	38	43	383	317	1,254		
兵庫県	1,567	3	13	140	93	1,422	9.3	193	1	1	7	3	184	1,374	2	12	133	90	1,238		
奈良県	627	5	13	163	139	457	27.1	174	0	0	29	18	143	453	5	13	134	121	314		
和歌山県	537	14	5	103	0	415	22.7	201	4	1	14	0	182	336	10	4	89	0	233		
鳥取県	142	5	9	48	97	42	70.4	61	0	1	21	51	8	81	5	8	27	46	34		
島根県	194	0	0	15	16	173	10.8	51	0	0	6	6	45	143	0	0	9	10	128		
岡山県	954	9	4	133	27	781	18.1	100	0	0	17	5	78	854	9	4	116	22	703		
広島県	754	14	25	121	94	609	19.2	123	1	1	11	9	110	631	13	24	110	85	499		
山口県	580	3	2	30	28	548	5.5	70	0	0	1	0	69	510	3	2	29	28	479		
徳島県	476	4	1	11	49	426	10.5	198	0	0	1	17	181	278	4	1	10	32	245		
香川県	330	5	4	29	23	289	12.4	150	1	1	7	5	139	180	4	3	22	18	150		
愛媛県	628	0	2	47	36	515	18.0	92	0	0	4	1	83	536	0	2	43	35	432		
高知県	1,235	1	3	114	59	1,117	9.6	244	0	0	8	6	235	991	1	3	106	53	882		
福岡県	2,280	9	37	123	151	2,012	11.8	1,140	1	12	40	38	1,085	1,140	8	25	83	113	927		
佐賀県	402	6	8	59	103	207	48.5	111	0	0	4	18	60	291	6	8	55	85	147		
長崎県	947	0	1	37	35	874	7.7	208	0	0	7	4	197	739	0	1	30	31	677		
熊本県	657	3	1	77	21	576	12.3	141	0	0	9	4	131	516	3	1	68	17	445		
大分県	473	7	4	46	33	384	18.8	72	1	1	7	4	61	401	6	3	39	29	323		
宮崎県	567	9	13	27	28	525	7.4	208	3	3	11	11	192	359	6	10	16	17	333		
鹿児島県	959	11	15	96	103	841	12.3	444	7	9	33	42	398	515	4	6	63	61	443		
沖縄県	1,231	34	15	206	94	882	28.4	243	5	0	24	9	205	988	29	15	182	85	677		
札幌市	2,012	69	103	375	327	1,464	27.2	-	-	-	-	-	2,012	69	103	375	327	1,464			
仙台市	483	0	22	124	123	219	54.7	-	-	-	-	-	483	0	22	124	123	219			
さいたま市	575	11	13	181	182	393	31.7	-	-	-	-	-	575	11	13	181	182	393			
千葉市	601	12	15	75	40	498	17.1	-	-	-	-	-	601	12	15	75	40	498			
横浜市	1,485	54	151	344	416	910	38.7	-	-	-	-	-	1,485	54	151	344	416	910			
川崎市	920	6	0	152	55	720	21.7	-	-	-	-	-	920	6	0	152	55	720			
静岡市	194	0	1	43	58	136	29.9	-	-	-	-	-	194	0	1	43	58	136			
名古屋市	1,169	11	56	172	134	850	27.3	-	-	-	-	-	1,169	11	56	172	134	850			
京都市	2,468	4	2	127	88	2,300	6.8	-	-	-	-	-	2,468	4	2	127	88	2,300			
大阪市	1,722	16	10	967	30	699	59.4	-	-	-	-	-	1,722	16	10	967	30	699			
神戸市	896	30	151	296	158	542	39.5	-	-	-	-	-	896	30	151	296	158	542			
広島市	1,164	61	179	259	248	853	26.7	-	-	-	-	-	1,164	61	179	259	248	853			
北九州市	808	1	0	7	3	797	1.4	-	-	-	-	-	808	1	0	7	3	797			
福岡市	1,165	0	0	39	47	1,032	11.4	-	-	-	-	-	1,165	0	0	39	47	1,032			
合計	54,405	643	1,146	7,880	5,130	43,287	20.4	7,842	51	58	666	524	46,555	592	1,088	7,214	4,606	36,432			

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取状況

①同意書の徴取状況等

区 分	申請件数		同意書徴取ケース数 B	徴取率(%) B/A
	A			
北海道	7,897		7,833	99.2
青森県	2,629		2,629	100.0
岩手県	1,139		1,139	100.0
宮城県	1,198		1,197	99.9
秋田県	1,598		1,592	99.6
山形県	594		599	99.5
福島県	1,594		1,592	99.9
茨城県	2,053		2,018	98.3
栃木県	1,999		1,977	98.9
群馬県	1,105		1,104	99.9
埼玉県	5,851		5,838	99.8
千葉県	5,316		5,313	99.9
東京都	20,768		14,281	68.8
神奈川県	4,080		4,053	99.3
新潟県	1,700		1,700	100.0
富山県	297		296	99.7
石川県	622		618	99.4
福井県	190		190	100.0
山梨県	438		438	100.0
長野県	805		805	100.0
岐阜県	833		833	100.0
静岡県	1,667		1,667	100.0
愛知県	2,076		2,038	98.2
三重県	1,668		1,668	100.0
滋賀県	912		912	100.0
京都府	1,185		1,184	99.9
大阪府	12,731		12,726	99.9
兵庫県	4,040		4,026	99.7
奈良県	1,463		1,435	98.1
和歌山県	1,611		1,611	100.0
鳥取県	741		733	98.9
島根県	542		542	100.0
岡山県	2,587		2,580	99.7
広島県	2,056		2,020	98.2
山口県	1,658		1,653	99.7
徳島県	1,167		1,167	100.0
香川県	921		921	100.0
愛媛県	1,966		1,964	99.9
高知県	2,222		2,218	99.8
福岡県	5,386		5,272	97.9
佐賀県	689		689	100.0
長崎県	2,551		2,551	100.0
熊本県	2,060		2,043	99.2
大分県	2,018		2,018	100.0
宮崎県	1,473		1,471	99.9
鹿児島県	2,770		2,770	100.0
沖縄県	2,783		2,783	100.0
札幌市	4,773		4,773	100.0
仙台市	1,194		1,188	99.5
さいたま市	1,744		1,744	100.0
千葉市	2,018		2,018	100.0
横浜市	7,340		7,335	99.9
川崎市	3,746		3,370	90.0
静岡市	703		703	100.0
名古屋市	3,446		3,446	100.0
京都市	3,468		3,142	89.9
大阪市	15,218		14,955	98.3
神戸市	3,818		3,818	100.0
広島市	2,297		2,294	99.9
北九州市	842		841	99.5
福岡市	3,144		3,144	100.0
全 国	177,400		169,342	95.5

(注)申請件数は職権保護を除いた件数である。

資料:平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

② 関係先調査の実施状況

	申請件数 A	調 査 延 件 数 B							一件当り 調査件数 B/A
		年金	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計B	
北海道	7,897	1,803	138,636	131,009	4,382	102	2,033	277,965	35.2
青森県	2,629	1,271	36,604	34,512	1,153	34	1,503	75,077	28.6
岩手県	1,139	650	22,087	13,794	615	64	418	37,628	33.0
宮城県	1,198	1,272	19,219	10,475	181	9	146	31,302	26.1
秋田県	1,598	761	27,142	12,873	2,257	22	1,016	44,071	27.6
山形県	594	316	8,864	7,114	566	21	841	17,722	29.8
福島県	1,594	977	19,337	21,087	2,095	32	523	44,051	27.6
茨城県	2,053	1,145	24,372	22,305	978	31	382	49,213	24.0
栃木県	1,999	816	29,684	22,472	555	92	184	53,803	26.9
群馬県	1,105	981	16,146	14,272	1,017	25	673	33,114	30.0
埼玉県	5,851	4,801	68,549	66,717	2,941	105	3,435	146,548	25.0
千葉県	5,316	2,374	90,055	67,249	1,424	40	419	161,561	30.4
東京都	20,768	2,056	50,901	70,380	614	137	835	124,923	6.0
神奈川県	4,080	2,899	42,999	42,309	1,222	43	867	90,339	22.1
新潟県	1,700	584	18,665	18,283	1,103	34	220	38,889	22.9
富山県	297	64	5,521	3,769	94	2	34	9,484	31.9
石川県	622	444	7,269	5,503	446	4	55	13,721	22.1
福井県	190	148	3,238	1,409	196	9	92	5,092	26.8
山梨県	438	355	7,848	5,506	173	24	272	14,178	32.4
長野県	805	508	10,470	9,466	365	339	271	21,419	26.6
岐阜県	833	595	15,145	9,802	535	20	187	26,284	31.6
静岡県	1,667	812	26,012	17,783	1,127	14	153	45,901	27.5
愛知県	2,076	900	30,611	48,047	819	54	525	80,956	39.0
三重県	1,668	715	24,379	18,362	907	74	633	45,070	27.0
滋賀県	912	205	13,049	9,270	504	11	123	23,162	25.4
京都府	1,185	475	16,427	10,929	360	29	160	28,380	23.9
大阪府	12,731	3,305	189,477	166,054	7,229	15	437	366,517	28.8
兵庫県	4,040	2,940	49,065	49,876	5,021	102	1,695	108,699	26.9
奈良県	1,463	1,082	27,504	25,880	867	37	1,414	56,784	38.8
和歌山県	1,611	1,105	33,629	25,170	347	68	523	60,842	37.8
鳥取県	741	346	9,391	5,977	747	49	148	16,658	22.5
島根県	542	335	6,710	4,457	267	10	10	11,789	21.8
岡山県	2,587	1,046	50,021	30,888	2,611	39	470	85,075	32.9
広島県	2,056	1,540	36,140	21,055	1,224	15	456	60,430	29.4
山口県	1,658	1,172	30,561	23,515	1,120	332	507	57,207	34.5
徳島県	1,167	385	19,148	9,397	357	22	92	29,401	25.2
香川県	921	803	18,895	18,802	728	2	136	39,366	42.7
愛媛県	1,966	1,201	36,221	16,163	1,329	58	471	55,443	28.2
高知県	2,222	1,660	37,245	17,175	1,525	149	843	58,597	26.4
福岡県	5,386	2,131	62,772	44,090	2,492	170	1,191	112,846	21.0
佐賀県	689	295	12,090	8,782	1,388	34	629	23,218	33.7
長崎県	2,551	1,198	39,758	37,659	1,030	47	443	80,135	31.4
熊本県	2,060	1,070	33,399	16,491	2,087	84	*	53,131	25.8
大分県	2,018	1,339	34,879	16,306	1,550	30	253	54,357	26.9
宮崎県	1,473	1,021	26,171	21,486	1,046	31	1,002	50,757	34.5
鹿児島県	2,770	1,343	56,772	64,143	1,291	93	1,749	125,391	45.3
沖縄県	2,783	1,264	35,627	20,218	1,096	22	1,716	59,943	21.5
札幌市	4,773	405	114,651	127,177	274	49	111	242,667	50.8
仙台市	1,194	182	11,441	10,170	69	4	32	21,898	18.3
さいたま市	1,744	1,063	15,617	17,954	336	15	37	35,022	20.1
千葉市	2,018	623	16,954	21,866	508	5	59	40,015	19.8
横浜市	7,340	6,389	63,515	69,968	5,688	52	1,126	146,738	20.0
川崎市	3,746	2,533	23,378	28,745	2,052	32	58	56,798	15.2
静岡市	703	525	9,620	9,709	7	13	70	19,944	28.4
名古屋市	3,446	573	15,108	22,494	378	32	555	39,140	11.4
京都市	3,468	1,193	25,016	22,949	1,626	29	569	51,382	14.8
大阪市	15,218	3,824	100,468	99,458	10,988	41	409	215,188	14.1
神戸市	3,818	1,937	38,717	50,638	4,295	112	893	96,592	25.3
広島市	2,297	273	22,287	15,226	86	6	49	37,927	16.5
北九州市	842	784	26,073	24,775	1,050	75	94	52,851	62.8
福岡市	3,144	1,848	73,381	1	1,969	171	871	106,803	34.0
計	177,400	76,660	2,174,930	1,887,973	91,307	3,416	35,118	4,269,404	24.1

(注) 申請件数は職権保護を除いた件数である。

資料:平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

③ 訪問格付の状況

区 分	郡 部 訪 問 格 付 別 割 合							市 部 訪 問 格 付 別 割 合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合 計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合 計
北海道	2.9	10.8	25.5	42.5	4.8	13.5	100.0	2.4	6.4	27.8	42.4	11.1	9.9	100.0
青森	11.7	7.4	64.9	0.0	0.0	16.1	100.0	10.8	7.9	69.4	0.0	8.2	3.7	100.0
岩手	14.7	26.0	42.4	16.9	0.0	0.0	100.0	7.4	12.7	42.9	22.5	7.5	7.0	100.0
宮城	12.0	9.8	37.8	0.0	20.2	20.3	100.0	12.8	10.6	41.8	0.0	22.7	12.0	100.0
秋田	15.4	17.8	42.3	0.0	4.1	20.5	100.0	15.3	17.3	51.1	1.3	1.2	13.8	100.0
山形	20.0	15.2	39.2	0.0	0.0	25.6	100.0	6.3	6.0	69.6	0.0	0.3	17.8	100.0
福島	11.4	14.3	46.3	0.0	3.8	24.2	100.0	14.1	15.2	43.3	0.0	4.0	23.3	100.0
茨城	8.6	4.1	44.7	10.2	9.9	22.5	100.0	5.6	4.6	41.3	9.0	19.0	20.4	100.0
栃木	5.8	14.1	57.4	0.0	8.4	14.4	100.0	3.4	12.0	68.2	0.0	1.5	14.8	100.0
群馬	15.4	0.0	58.0	0.0	0.1	26.6	100.0	4.9	4.3	65.6	9.8	1.5	13.9	100.0
埼玉	5.7	12.7	22.2	17.9	26.2	15.2	100.0	3.2	7.1	22.5	18.1	38.0	11.1	100.0
千葉	10.3	9.9	40.5	3.0	18.9	17.4	100.0	11.8	4.6	52.1	7.9	14.2	9.5	100.0
東京	6.3	10.3	29.2	0.0	33.8	20.3	100.0	2.9	8.4	18.9	20.6	38.1	11.1	100.0
神奈川	16.8	9.0	37.1	8.3	22.5	6.4	100.0	7.4	4.3	34.2	23.5	21.7	8.9	100.0
新潟	13.1	11.4	46.6	0.0	27.9	0.9	100.0	7.6	10.3	40.1	20.6	14.4	7.1	100.0
富山	15.7	24.7	24.7	0.0	17.5	17.5	100.0	5.6	13.9	48.5	0.0	28.9	3.0	100.0
石川	7.8	17.4	28.8	11.8	13.9	20.2	100.0	1.7	5.4	44.4	21.6	18.8	8.2	100.0
福井	23.8	23.3	28.7	0.0	6.8	17.4	100.0	3.1	10.3	56.8	4.6	10.6	14.6	100.0
山梨	9.7	22.4	31.2	0.0	0.0	36.7	100.0	7.3	12.8	56.2	0.0	2.4	21.4	100.0
長野	10.6	15.7	39.0	1.2	3.5	30.1	100.0	10.3	5.3	46.2	0.0	17.4	20.8	100.0
岐阜	8.6	14.1	52.0	0.0	2.7	22.5	100.0	5.0	17.4	52.1	2.5	18.1	5.0	100.0
静岡	7.7	11.8	26.6	0.0	29.7	24.2	100.0	4.8	2.8	27.9	0.9	43.9	19.7	100.0
愛知	5.9	13.7	60.6	0.0	14.0	5.8	100.0	7.4	16.5	49.5	9.1	13.6	3.9	100.0
三重	4.4	5.5	19.3	17.1	28.6	25.0	100.0	6.1	5.4	22.4	16.7	29.3	20.0	100.0
滋賀	3.0	14.8	13.7	16.4	31.5	20.6	100.0	3.2	14.3	17.6	19.2	34.6	11.2	100.0
京都	4.6	17.6	21.6	12.9	32.3	11.0	100.0	4.5	13.8	20.1	22.8	31.6	7.1	100.0
大阪	11.2	18.5	43.8	0.0	15.1	11.4	100.0	4.1	9.6	36.9	8.4	33.3	7.7	100.0
兵庫	7.9	12.8	42.3	6.9	30.1	0.0	100.0	4.1	4.7	28.7	27.1	31.1	4.4	100.0
奈良	7.4	0.4	47.6	0.0	34.4	10.2	100.0	5.0	2.5	38.9	2.1	40.9	10.7	100.0
和歌山	12.6	16.1	54.1	0.0	17.2	0.0	100.0	6.6	11.6	58.1	13.2	10.5	0.0	100.0
鳥取	43.0	0.0	35.6	0.0	19.1	2.3	100.0	19.2	0.0	64.7	0.0	9.2	6.9	100.0
島根	12.6	15.1	34.4	16.5	5.4	16.0	100.0	7.3	7.0	48.7	16.1	5.6	15.3	100.0
岡山	2.8	6.8	37.1	0.0	30.0	23.3	100.0	3.2	13.2	44.9	0.7	26.1	11.8	100.0
広島	2.9	10.2	57.2	9.6	10.3	9.8	100.0	4.2	8.8	42.0	6.8	27.8	10.4	100.0
山口	8.7	19.9	44.3	0.0	11.6	15.6	100.0	4.7	12.8	18.4	38.3	12.2	13.6	100.0
徳島	9.6	24.2	45.5	0.0	20.8	0.0	100.0	5.7	12.8	64.6	0.0	16.9	0.0	100.0
香川	14.6	15.9	39.1	8.4	21.9	0.0	100.0	9.2	16.9	59.3	0.0	14.5	0.1	100.0
愛媛	17.7	0.0	61.7	0.0	18.6	2.0	100.0	7.6	0.0	61.7	0.0	30.7	0.1	100.0
高知	7.3	19.4	59.1	0.0	14.2	0.0	100.0	6.3	16.9	47.1	0.1	29.7	0.0	100.0
福岡	0.8	28.8	40.2	18.6	1.1	10.6	100.0	7.7	11.0	48.5	14.8	6.5	11.4	100.0
佐賀	8.5	18.7	44.8	0.0	23.3	4.7	100.0	8.0	18.0	43.0	8.1	14.0	9.0	100.0
長崎	11.6	12.1	55.2	0.0	21.2	0.0	100.0	10.1	9.4	58.6	0.0	21.2	0.7	100.0
熊本	25.0	32.2	17.5	0.0	25.3	0.0	100.0	9.8	20.1	42.2	1.4	15.5	11.1	100.0
大分	14.9	17.3	42.9	0.0	21.5	3.4	100.0	7.0	12.2	38.4	18.5	18.0	5.9	100.0
宮崎	2.8	12.0	32.5	30.8	13.2	8.6	100.0	2.1	9.0	33.8	40.8	4.6	9.7	100.0
鹿児島	7.6	0.0	8.8	28.1	38.2	17.3	100.0	5.5	0.0	16.8	33.6	30.3	13.7	100.0
沖縄	9.2	23.7	50.4	0.0	16.8	0.0	100.0	5.3	11.5	41.0	8.1	22.1	7.0	100.0
札幌市								6.0	11.3	33.6	11.0	32.5	5.7	100.0
仙台市								8.4	0.0	40.1	37.1	6.6	7.8	100.0
さいたま市								3.2	10.1	25.7	12.2	37.9	10.9	100.0
千葉市								9.9	14.7	10.4	56.6	8.3	0.0	100.0
横浜市								0.9	0.0	22.9	0.0	56.1	20.1	100.0
川崎市								10.3	0.0	53.8	0.0	29.8	6.1	100.0
静岡市								5.6	0.0	47.8	0.0	37.5	9.1	100.0
名古屋市								4.6	17.6	16.6	30.3	16.8	14.1	100.0
京都市								1.0	4.3	26.9	9.7	50.1	7.9	100.0
大阪市								0.5	3.7	15.6	15.6	59.4	5.1	100.0
神戸市								0.9	0.0	26.2	0.0	32.2	40.8	100.0
広島市								3.3	10.8	36.7	0.0	41.4	7.9	100.0
北九州市								1.6	4.2	35.2	0.0	45.3	13.6	100.0
福岡市								3.5	0.0	47.5	0.0	38.3	10.7	100.0
合 計	10.9	14.0	39.9	5.9	16.4	13.0	100.0	6.2	8.8	41.1	11.2	22.4	10.3	100.0
全 国	8.2	11.0	40.6	8.9	19.8	11.5	100.0							

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

4 指定医療機関に対する個別指導

	指定医療 機関数 A	個別指導 実施箇所数 B	実施率 B/A
北海道	4,186	41	1.0
青森県	1,628	6	0.4
岩手県	1,421	3	0.2
宮城県	1,274	8	0.6
秋田県	881	8	0.9
山形県	1,319	14	1.1
福島県	1,375	17	1.2
茨城県	2,927	3	0.1
栃木県	1,698	6	0.4
群馬県	2,354	11	0.5
埼玉県	5,002	15	0.3
千葉県	5,950	10	0.2
東京都	21,834	71	0.3
神奈川県	2,960	21	0.7
新潟県	1,696	6	0.4
富山県	702	5	0.7
石川県	1,398	5	0.4
福井県	875	10	1.1
山梨県	1,102	10	0.9
長野県	1,845	18	1.0
岐阜県	1,685	18	1.1
静岡県	2,522	14	0.6
愛知県	3,676	8	0.2
三重県	2,213	13	0.6
滋賀県	1,467	11	0.7
京都府	1,267	10	0.8
大阪府	5,678	36	0.6
兵庫県	4,586	44	1.0
奈良県	1,847	10	0.5
和歌山県	949	7	0.7
鳥取県	776	14	1.8
島根県	1,014	11	1.1
岡山県	1,034	1	0.1
広島県	1,959	3	0.2
山口県	1,738	17	1.0
徳島県	1,365	14	1.0
香川県	685	6	0.9
愛媛県	1,172	10	0.9
高知県	510	15	2.9
福岡県	3,508	8	0.2
佐賀県	1,165	12	1.0
長崎県	2,139	19	0.9
熊本県	1,433	63	4.4
大分県	1,018	0	0.0
宮崎県	1,069	3	0.3
鹿児島県	1,478	12	0.8
沖縄県	1,501	9	0.6
札幌市	2,445	26	1.1
仙台市	1,266	5	0.4
さいたま市	1,208	7	0.6
千葉市	857	2	0.2
横浜市	3,246	16	0.5
川崎市	1,242	9	0.7
静岡市	804	2	0.2
名古屋市	3,476	11	0.3
京都市	2,327	8	0.3
大阪市	5,205	31	0.6
堺市	1,108	4	0.4
神戸市	2,325	8	0.3
広島市	1,864	8	0.4
北九州市	1,563	10	0.6
福岡市	2,049	14	0.7
旭川市	496	21	4.2
秋田市	418	3	0.7
郡山市	412	3	0.7
いわき市	411	2	0.5
宇都宮市	580	1	0.2
川越市	332	1	0.3
船橋市	545	1	0.2
横須賀市	682	2	0.3
相模原市	645	3	0.5
新潟市	1,227	5	0.4
富山市	528	1	0.2
金沢市	610	4	0.7
長野市	741	0	0.0
岐阜市	626	5	0.8
浜松市	869	5	0.6
豊橋市	370	2	0.5
豊田市	436	2	0.5
岡崎市	363	1	0.3
東大阪市	384	3	0.8
高槻市	711	2	0.3
堺路市	568	4	0.7
奈良市	548	3	0.5
和歌山市	716	8	1.1
岡山市	951	0	0.0
倉敷市	584	0	0.0
福山市	492	1	0.2
高松市	499	2	0.4
松山市	701	1	0.1
高知市	455	12	2.6
長崎市	762	6	0.8
熊本市	1,286	11	0.9
大分市	593	0	0.0
宮崎市	487	6	1.2
鹿児島市	928	10	1.1

資料：平成17年度 指定医療機関に対する指導及び検査の実施結果報告

5 不正受給の状況

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件数	金 額	1 件 当 り 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
13	7,063	4,670,612	661	10	2,001
14	8,204	5,360,659	653	11	2,172
15	9,264	5,853,929	632	3	2,705
16	10,911	6,203,505	568	15	3,162
17	12,535	7,192,787	574	12	3,180

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	4,558	49.2	5,603	51.4	6,695	53.4
稼働収入の過少申告	868	9.4	1,062	9.7	1,266	10.1
各種年金等の無申告	1,622	17.5	1,862	17.1	1,942	15.5
保険金等の無申告	474	5.1	418	3.8	436	3.5
預貯金等の無申告	209	2.3	219	2.0	191	1.5
交通事故に係る収入の無申告	222	2.4	210	1.9	230	1.8
その他	1,311	14.1	1,537	14.1	1,775	14.2
計	9,264	100.0	10,911	100.0	12,535	100.0

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(3) 不正受給発見の契機の状況（平成17年度）

発 見 の 契 機			
照会、調査	通報、投書	その他	計
(85.6%)	(8.7%)	(5.7%)	(100.0%)
10,735件	1,085件	715件	12,535件

資料：平成17年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(4) 平成18年(H18.1~7)会計検査院実地検査に基づき国会報告された事例

検査対象県 28都道府県 148事業主体(福祉事務所)

指摘県数 10都県市 14事業主体(福祉事務所)

県市	世帯構成 (検査時点)	保護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大在庫 負担金
A	高齢者世帯 2人世帯	H12.6~H17.7	(妻) 就労収入の過少申告	円 2,796,517	円 2,097,387
	高齢者 単身世帯	H15.3~継続	(主) 就労収入の未申告	円 2,042,449	円 1,531,837
	高齢者 単身世帯	S56.2~H17.6	(主) 定期年金保険収入の未申告	円 2,915,000	円 2,186,250
B	稼働年齢層 7人世帯	H14.6~継続	(二女) 就労収入の未申告 (四男) 就労収入の未申告	円 2,895,718	円 2,171,788
	高齢者 単身世帯	H15.10~継続	(主) 年金収入の未申告	円 2,761,394	円 2,071,046
C	稼働年齢層 2人世帯	H13.8~継続	(長女) 就労収入の未申告	円 5,547,061	円 4,160,297
	高齢者 単身世帯	H元.8~継続	(主) 就労収入の未申告	円 3,438,699	円 2,579,025
D	高齢者世帯 2人世帯	H12.11~継続	(主) 就労収入の未申告	円 2,669,571	円 2,002,179
	稼働年齢層 2人世帯	H6.9~継続	(主) 年金収入の未申告 (主) 年金担保借入収入の未申告	円 3,698,699	円 2,774,023
E	稼働年齢層 4人世帯	H5.11~継続	(長男) 就労収入の未申告 (長男) 社会保険併用者への医療扶助全額扶助	円 3,013,395	円 2,260,046
F	稼働年齢層 6人世帯	S57.3~継続	(主) 厚生年金基金収入の未申告 (子の妻) 就労収入の未申告 (子の妻) 児童手当の一部収入未認定	円 1,699,060	円 1,274,296
	稼働年齢層 2人世帯	H9.9~継続	(主) 就労収入の過少申告	円 2,354,162	円 1,765,621

県 市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
F	高齢者 単身世帯	H13.6～継続	(主) 就労収入の未申告	円 2,226,434	円 1,669,826
	稼働年齢層 3人世帯	H14.6～継続	(主) 就労収入の未申告	円 4,578,772	円 3,434,079
	高齢者 単身世帯	H15.4～継続	(主) 年金収入の未申告 (主) 年金担保借入収入の未申告	円 1,882,121	円 1,411,592
G	稼働年齢層 3人世帯	S55.8～継続	(主) 就労収入の過少申告	円 3,890,271	円 2,917,706
	稼働年齢層 2人世帯	H13.6～継続	(長女) 就労収入の過少申告 (長女) 所得税還付金の未申告	円 2,119,505	円 1,589,630
	高齢者世帯 2人世帯	H14.6～継続	(主) 年金収入の未申告 (主) 年金担保借入収入の未申告	円 4,168,813	円 3,126,609
H	稼働年齢層 2人世帯	H14.9～H17.11	(妻) 就労収入の未申告	円 1,813,161	円 1,359,871
	稼働年齢層 2人世帯	H15.1～H16.11	(主) 就労収入の過少申告	円 3,506,630	円 2,629,972
I	稼働年齢層 2人世帯	H14.2～H継続	(内妻) 就労収入の未申告	円 3,471,048	円 2,603,287
	稼働年齢層 単身世帯	H14.10～継続	(主) 就労収入の過少申告	円 1,650,000	円 1,237,500
J	高齢者世帯 2人世帯	S54.5～継続	(妻) 就労収入の未申告	円 1,402,500	円 1,051,874
	稼働年齢層 6人世帯	H元.3～継続	(三男) 就労収入の未申告	円 1,873,808	円 1,405,356
	高齢者 単身世帯	H5.7～継続	(主) 年金収入の未申告	円 2,127,370	円 1,595,528
	稼働年齢層 5人世帯	H10～継続	(二男) 就労収入の未申告 (二男) 社会保険併用者への医療扶助全額扶助	円 3,139,486	円 2,354,615

県 市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
J	稼働年齢層 4人世帯	H12.4～継続	(主) 就労収入の未申告 (主) 社会保険併用者への医療扶助全額扶助	円 3,240,720	円 2,430,540
	稼働年齢層 2人世帯	H12.5～継続	(主) 就労収入の未申告 (主) 社会保険併用者への医療扶助全額扶助 (長女) 就労収入の未申告	円 2,260,485	円 1,695,364
	稼働年齢層 6人世帯	H13.4～継続	(長女) 就労収入の未申告	円 2,630,739	円 1,973,055
	稼働年齢層 2人世帯	H13.11～継続	(妻) 就労収入の未申告	円 3,600,386	円 2,700,290
	稼働年齢層 2人世帯	H14.7～継続	(主) 就労収入の未申告 (二男) 就労収入の未申告	円 2,873,859	円 2,155,395
	稼働年齢層 3人世帯	H14.8～継続	(主) 就労収入の過少申告 (四男) 就労収入の未申告	円 3,284,630	円 2,463,473
計	10都県市 14事業主体(福祉事務所) 32ケース		○就労収入未申告等 ・就労収入の未申告 19件 ・就労収入の過少申告 7件 ○年金・恩給収入の未申告等 ・年金収入の未申告 2件 ○年金担保借入収入未申告等 ・年金担保借入金収入・ 完済後の年金収入の未申告 3件 ○定期年金保険収入の未申告 1件	円 91,572,463	円 68,679,357

6 生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事案の推移

(新聞報道等による件数)

15年度	5件	現業員の生活保護費着服、返還金の放置紛失等
16年度	5件	現業員の生活保護費横領、着服、放置等
17年度	10件	現業員の生活保護費詐取、着服、架空のシステム導入による詐欺事件等
18年度	20件	現業員の生活保護費着服、詐欺、セクハラ等

<事例1>

概要：現業員が生活保護受給者の銀行通帳と印鑑を預かり、保護費を314万円着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①被保護者に現業員が金銭管理をしない旨の周知徹底を図る
②被保護者が金銭管理能力に欠ける場合には、金銭管理を扶養義務者に依頼、又は「地域福祉権利擁護事業」の活用を図る
③査察指導員等による事務処理点検の指針を定める

<事例2>

概要：転出等により廃止すべきケースを廃止せず、許可無く操作した電算システムにより不正に支出した保護費を、被保護者の印鑑を用意するなどして本人になりすまし受領し、計13世帯分740万円の保護費を着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①口座振替の推進
②査察指導員による世帯状況の把握の徹底
③システム不正操作防止のためのシステム改修
④現業員の訪問調査活動の、ケース記録への記載徹底

2 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成16年度、17年度)

(1) 指導監査の実施状況

年 度		16'	17'
施 設 数		240 か所	241 か所
実 施 施 設 数	厚 労 省 分	25	30
	都道府県・指定 都市・中核市分	182	180

(2) 保護施設に対する文書指摘事項

(ア) 概 要

年 度	平成16年度	平成17年度
指導監査実施施設数	207か所	210か所
文 書 指 摘 総 数	189件	137件
a 入所者処遇	65	31
b 職員処遇	17	17
c 運営管理	107	89

(イ) 詳細

指 摘 事 例	平成16年度		平成17年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a: 入所者処遇	65	31.4	31	14.8
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	16	7.7	5	2.4
①入所者の個別処遇の策定が不十分	13	6.3	5	2.4
②処遇に関する記録が不十分	3	1.4	—	—
2 給食の取扱いが不適切	15	7.2	5	2.4
①検査及び保存食の実施等が不十分	5	2.4	2	1.0
②調理職員等の検便の実施が不十分	2	1.0	1	0.5
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	1	0.5	1	0.5
④栄養量の確保、給食内容が不十分	7	3.4	1	0.5
3 授産事業の実施内容が不適切	1	0.5	4	1.9
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	12	5.8	9	4.3
5 入所者の健康管理が不十分	1	0.5	2	1.0
6 遺留金品の取扱いが不適切	—	—	—	—
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	1	0.5	1	0.5
8 入所者に対するクラブ活動が低調	—	—	—	—
9 入所者に対するリハビリが低調	—	—	—	—
10 入浴の実施が不十分	—	—	—	—
11 夜間における介護体制が不十分	—	—	—	—
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	—	—	—	—
13 苦情解決に対する取り組みが不十分	6	2.9	2	1.0
14 その他	13	6.3	3	1.4
b: 職員処遇	17	8.2	17	8.1
1 給与規程が不備又は実態と乖離	8	3.9	4	1.9
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	—	—	2	1.0
3 勤務体制の整備が不十分	5	2.4	3	1.4
4 職員の健康診断が不十分	3	1.4	5	2.4
5 研修会等への参加が低調	—	—	—	—
6 職員の定着化対策が不十分	—	—	—	—
7 職員に対する福利厚生が不十分	1	0.5	—	—
8 その他	—	—	3	1.4
c: 運営管理	107	51.7	89	42.4
1 会計事務処理が不適正	21	10.1	20	9.5
①会計事務処理が不適正	19	9.2	17	8.1
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	—	—	1	0.5
③措置費対象外経費の支出	—	—	—	—
④予算の執行が不適切	2	1.0	2	1.0
⑤発注、支払が未決裁	—	—	—	—
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	15	7.2	12	5.7
3 災害事故防止対策が不十分	12	5.8	15	7.1
4 契約の取扱いが不適切	10	4.8	4	1.9
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	5	2.4	3	1.4
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	5	2.4	1	0.5
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	3	1.4	3	1.4
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	3	1.4	4	1.9
①借入金・繰入金等の処理が不適切	—	—	1	0.5
②繰入金の管理・執行が不適切	2	1.0	1	0.5
③引当金の経理が不適切	1	0.5	2	1.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	3	1.4	2	1.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	1	0.5	—	—
②会計責任者への辞令が未交付	2	1.0	2	1.0
8 施設設備の整備が不十分	8	3.9	4	1.9
①施設設備の整備が不十分	7	3.4	4	1.9
②施設設備の使用目的が不適切	1	0.5	—	—
9 経理規程が不備又は実態と乖離	1	0.5	2	1.0
10 施設長の兼務及び無資格	3	1.4	—	—
11 職員給食費の徴収が不適切	1	0.5	—	—
12 直接処遇職員が未充足	4	1.9	5	2.4
13 施設長の施設運営管理が不十分	1	0.5	—	—
14 栄養士が未充足	1	0.5	1	0.5
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	3	1.4	—	—
16 感染症等の防止対策が不十分	3	1.4	5	2.4
17 その他	15	7.2	12	5.7
指 摘 総 数	189		137	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指摘施設数}}{\text{指導監査実施施設数}} \times 100$$